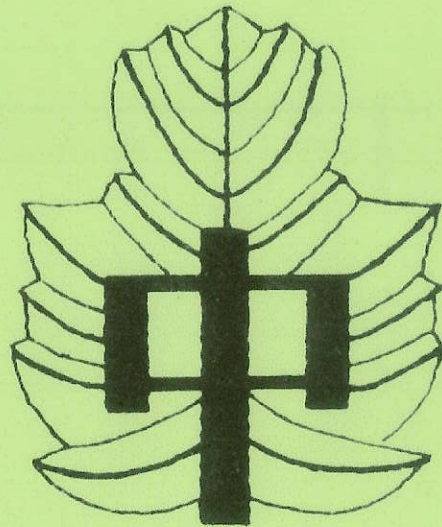


令和5年度

学校案内

ご入学の手引き



守口市立梶中学校

TEL 06-6902-0813

FAX 06-6907-2669

<http://www.city.moriguchi.osaka.jp>

目次

・ 保護者の皆さまへ	1
・ 教育目標 校歌	2
・ 学校案内	4
・ 校内生活規定	9
・ 梶中の1日	11
・ 生徒指導罰則規定	14
・ 教室配置図	15
・ 緊急時引き渡しカード	16
・ 納入金について	17
・ 就学援助制度について	18
・ 学校納入金の預金口座開設について	
・ 「自動払込利用申込書」の記入について	
・ 教育相談案内	19
・ 入学式のご案内	
・ PTA 規約	

本校は、昭和45年に庭窪中学校より分離して25学級1054名で開校されました。その後生徒数の増加に伴い、昭和48年には大久保中学校を分離しました。その後昭和52年には藤田中学校を分離しました。分離後も昭和59年までは生徒数も増加していきましたが、昭和60年以降は、少子化の影響で生徒数が徐々に減少していき、平成10年には生徒数300名を割りこむようになりました。そのため平成18年には分離した藤田中学校を再び統合し、新たな梶中学校としてスタートし現在に至っています。

卒業された方は梶中学校で学んだことに誇りを持ち、この梶地域に住み続けておられる方も多く、親・子・孫と三代にわたり梶中学校で学ばれた方も少なくありません。そのため、卒業後も梶中学校のために何かとご支援をしてくださっています。

さて、お子様が中学校に在籍される3年間は心身ともに最も成長する時期です。本校では、学校教育目標「**未来の展望を持ちたくましく生きる人間の育成**」のもと教職員一丸となって下記の重点目標達成に向けて日々教育活動に取り組んでおります。

① 学力を伸ばす・・・学ぶ意欲の向上を目指す

コミュニケーション力の育成を目指して、ペア学習や班学習に取り組みます。

指導方法を見直し工夫改善するための授業研究に取り組みます。

朝の読書の徹底を図るとともに読書活動の推進を行います。

校区小学校とも連携しながら、家庭学習の推進を行います。

ICT機器（一人一台タブレット等）を活用した授業を推進します。

② 豊かな心の育成・・・自立し支え合う集団の育成

生徒会の主体的な活動を支援し、自主的な学校生活となるよう支援します。

体育大会や文化発表会などの学校行事及び部活動等において生徒の活動を支援します。

人権・道徳教育の充実に努めます。

挨拶が出来る生徒の育成を推進します。

学習規律・美化活動の徹底を図ります。

③ 信頼される学校

コミュニティスクールとして中学校区で地域との連携を図ります。

校区小学校と連携し、義務教育9年間の学びをつなげることができるよう努めます。

学校ホームページや学校だより・学年だより等を通じて、学校の情報発信を図ります。

生徒を育てるには教職員の力だけでは限界があります。本校では、地域の方々や保護者がいろいろな面で支援してくださっています。例えば、朝の挨拶運動・図書室整備や庭園の整備などです。今後も、地域の人たちや同窓生、保護者の方々に積極的に呼びかけ、生徒たちのニーズにできるだけ応えられるようにしていきたいと考えています。コロナ禍の状況はまだまだ続くと思われれますが、開かれた学校として、今まで以上に地域に信頼され、地域の人たちに支えられる学校にしていきたいと考えています。

保護者の皆様とともに手を携え、お子様を支えていけるよう努めてまいりますのでどうかよろしく願いいたします。

令和4年度 梶中学校の教育

学校教育目標

【未来の展望を持ちたくましく生きる人間】の育成

〈具体的努力目標〉

- 基礎学力の定着・向上を図る
- 不登校生徒の減少
- 生徒の主体的活動の推進・支援

確かな学力の育成

思考・判断・表現力の育成

- 学力向上については、委員会を中心とした組織的な取り組みを行い、基礎学力の定着・向上を図る。
- すべての授業で「授業のユニバーサルデザイン」の3つの視点(焦点化・視覚化・共有化)を取り入れる。
- 一人一台タブレット端末等のICT機器を効果的に活用した指導を行い、研究を進める。
- 授業で「本時のねらい」「振り返り」の時間を確保し、習得・活用及び探究すべき学習内容を定着させる。
- 放課後学習等での学習の機会を拡充、セルフスタディウィークなど家庭学習への支援を行う。
- 朝の読書の徹底を図るとともに、図書室の利活用を行い、読書好きな生徒の育成に取り組む。

豊かな人間性

人権や生命を尊重する心の教育の推進

- 特別な教科「道徳」については、全体計画・年間計画に基づく取り組みを進めるとともに、学校の教育活動全体を通しての道徳教育を進める。
- 平和教育、在日外国人教育、障がい者への理解など生命・人権を尊重した心の教育を系統的に進める。
- 教育相談機能を充実させ、生徒との心のふれあいを大切にしなが、生徒指導に取り組む。
- 生徒の自主的な活動が推進出来るよう生徒会活動を支援する。
- 学級・学年・部活動・生徒会活動等を通じて、豊かな人間性を育む。
- 保護者の願いを十分に認識した上での支援教育の充実・努める。

健やかな心と体

最後までやり遂げる強い心と体の育成

- 学校でのあらゆる事故を未然防止するため安全指導を徹底する。
- マスク着用・手洗いを徹底し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。
- 自ら積極的に「挨拶」の出来る生徒の育成を図る。
- 部活動や体育的行事、屋休みの活動などを通して、体力の向上を図る。
- 系統的な防災教育と防災マニユアルの検証と改善に取り組む。
- 食に関する指導の全体計画・年間計画に基づ

研修テーママ:~主体的・対話的で深い学び(STF)の実現に向けた授業づくり

信頼される学校

家庭・地域と連携した教育活動の推進

- 目指す子ども像「自律している大人」を意識した9年間を見通した教育の推進を図る。その為に、教科の教育課程の接続や校区の子ども理解を進める。その為にも、コミュニケーション・小中一貫会議等を通じて、中学校区としての教育を行う。
- 事務共同実施を通じた校区小中学校の連携を推進する。
- 学校教育評価等を活用するなど学校、家庭、地域の連携を深める。
- 学校のホームページや学校だより・学年だより等を活用し定期的かつ積極的に情報発信する。

高めあう学校

協働する教職員集団研修

- 生徒に厳しく、温かく、かかわりきる教職員。
- 仲間同士信頼関係を結び、互いに助け合う教職員。
- 日々の相互参観や研究授業・研修等を受講するなど、常に自己研鑽に励む教職員。
- 仕事のスリム化を図り、アイデアを出し合う教職員。

守口市立梶中学校 校歌

作詞：石坂八十世
作曲：近藤 圭

1. いこま のみね—を ひび あおぎ きぼ
 2. よど の—ながれに ゆめ をのせて みら
 3. なに わ のしる—を とお くみ て ゆめ

5. うにも—ゆる がく えんに わ
 いをか—た るこ うな ていに わ
 みちあ—ふ るま なび やに わ

9. かきちからのわき—いずる えい ちをみがく わ
 かききぼうのもえ—いずる まい ともとむる わ
 かきいのちのそだ—ちゆく じゆ うをかざす わ

13. こ う どの あすを ひ ら こう す こ や か に
 こ う どの あすを き ず こう ほ こ こ ら か に
 こ う どの あすを う た おう た か ら か に

- 一、 生駒の嶺を 日々仰ぎ 希望に燃ゆる 学園に
 若き力の 湧きいづる 英知を磨く 若人の
 明日を拓こう 健やかに
- 二、 淀の流れに 夢をのせ 未来を語る 校庭に
 若き希望の 燃いづる 真理求むる 若人の
 明日を礎こう 誇らかに
- 三、 浪速の城を 遠く見て 夢充ち溢る 学び舎に
 若き生命の 育ちゆく 自由をかざす 若人の
 明日を謳おう 高らかに

守口市立梶中学校 学校案内

【創立】 昭和45年4月1日 【開校】 (創立記念日11月20日)
【所在地】 守口市梶町4丁目28番5号
【電話】 06-6902-0813 【FAX】 06-6907-2669

1. 学校教育目標 (令和4年度) 2ページを参照してください。

2. 梶中学校の生活

(1) 生徒数 (令和4年12月現在)

1年・・・144名、 2年・・・129名、 3年・・・129名 合計 402名

(2) 時間割 (令和3年度)

授業は教科担任制で、50分授業・週30時間。

時間割は、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術家庭・英語・道徳・特活・総合的な学習の時間で編成されています。

※「総合的な学習の時間」は色々な体験活動に取り組みます。

(3) 日課

登校 (予鈴) 8:25

(本鈴) 8:30

読書タイム 8:35～ 8:45

清掃活動 8:45～ 8:55

第1時限 9:00～ 9:50

第2時限 10:00～10:50

第3時限 11:00～11:50

第4時限 12:00～12:50

昼食 12:50～13:30

第5時限 13:35～14:25

第6時限 14:35～15:25

終礼 15:30～15:40

(4)令和5年度 年間行事【案】

	全体	1年	2年	3年
4月	入学式、始業式、離任式 新入生オリエンテーション 教育相談、入部式、検診 授業参観、学年保護者集会 PTA総会	1年生給食利用開始		全国学力・学習状況調査
5月	身体測定、スポーツテスト 家庭訪問 検診、危機対応訓練、避難訓練 中間テスト	校外学習 (万国博記念公園)	宿泊学習 (ハチ高原)	
6月	教育実習、生徒総会 期末テスト 検診	薬物乱用防止教室 携帯安全教室		修学旅行 実力テスト 進路説明会
7月	個人懇談、終業式			クラブ写真
8月	始業式	(課題テスト)	(課題テスト)	実力テスト
9月	体育大会 中間テスト			大阪府チャレンジテスト
10月	文化発表会 生徒会役員選挙 学校公開日、個人懇談			進路説明会 進路懇談①
11月	小中交流授業・クラブ体験 期末テスト	校外学習 (大阪探訪)		実力テスト 進路用写真
12月	終業式 小中交流クリーン作戦		福祉体験学習	進路懇談②
1月	始業式	大阪府チャレンジテスト	大阪府チャレンジテスト	実力テスト 学年末テスト
2月	新入生保護者説明会			私学入試 公立特別入試
3月	1・2年学年末テスト 卒業式、生徒会役員選挙 修了式			お別れ会 公立一般入試

(注)取組みや行事は年度によって変わります。

(5) 部活動 (令和4年度)

オリエンテーション、部活動見学会、仮入部を経て本入部

運動部	サッカー、男子バスケット、女子バレーボール、女子ソフトボール、女子バドミントン、女子ソフトテニス、ラグビー、陸上競技
文化部	吹奏楽、茶道、美術

(6) 昼食 : お弁当の持参または給食 (デリバリー方式) のご利用をお願いいたします。

3. 自然現象による非常変災時の措置について

気象状況等による災害の発生が予想される場合は、下記のように措置します。
なお、その際にはくれぐれも気象情報等の報道にご留意ください。

(1) 台風接近等の場合

- ・午前7時現在で、**暴風警報・特別警報**が「**東部大阪**」または「**守口市**」に発令中の場合は気象情報に留意し、以下を参考に登校させてください。
(ただし、暴風警報以外の場合は、平常通り登校してください。)
- ・8:00 までに、暴風警報が解除された場合→平常どおり 8:25 までに登校
- ・8:00~9:00 の間に警報が解除された場合→9:30 までに登校、2 時間目より授業
- ・9:00~10:00 間に警報が解除された場合→10:30 までに登校、3 時間目より授業
- ・午前 10 時以降も、**暴風警報・特別警報発令中**の場合は、**休校**とします。

※7時現在で待機になった場合は、給食が中止となります。

(2) 地震発生時

- ・生徒の**登校以前**に、守口市域に「**震度 5 弱**」以上の地震が発生した場合は、臨時休校とします。
- ・「**震度 5 弱**」未満であっても、被害の状況に応じ、自宅待機とすることがあります。

非常変災時及び緊急時の対応については、午前7時以降FMもりぐち (82.4MHz) の放送を活用してください。

災害が起こった場合の保護者への引き渡しと「緊急時引き渡しカード」については、後のページをご参照ください。

4. スマホ・携帯電話について

1. 学校への持ち込みは禁止しています。（事情のある場合はご相談下さい。）
2. 子どものスマートフォン・携帯電話の所有については、必要かどうか十分に検討していただき、保護者の監督責任のもと、使用についてのルールを決めてください。
3. 家庭学習の妨げになることや、夜遅くまでSNSでのやりとりにはばられる様子が多々見受けられます。
4. クラブ活動等の連絡には必要ありません。
5. スマートフォン・携帯電話によるSNS等でのトラブルが多発しています。

○フィルタリングを徹底してください。（Wi-Fiフリースポットでは効かないので注意してください。）

○LINEやツイッターなどのSNSでのトラブルが多発しています。

・（例）・ことばの使い方から誤解が生じケンカやいじめに発展

- ・陰口のつもりが本人に伝わる
- ・自分や友だちの写真や個人情報を公開し流出させてしまう（個人の特定・家の場所など）
- ・他人に「なりすまし」つぶやかれる、デマや誤った情報の拡散
- ・「いたずら」自慢で就職内定取り消し
- ・悪質な書き込みなどによる「いじめ・人権侵害」

（ネットでのいじめは土日休日を問わず24時間続くケースがあります。）

○業者が一般ユーザーを装って出会い系サイトなどに登録させ、そこからトラブルや犯罪に合う被害が急増しています。

○保護者が知らないうちに、有料サイトにアクセスし、膨大な請求がきたり、使っていないのに不当請求・架空請求書が送られてきて支払ってしまうという被害が起こっています。

○その他、詐欺やスパムメールの被害、連携アプリケーションの思わぬ動作なども起こっています。

5. 購入品について

制服（冬服）	2月4日（土）に採寸された方は、3月4日（土）（梶中学校多目的室等 11:00-13:00）が受け取り日となります。（詳細は各小学校を通じて案内します。）
体操服	学校指定 3月4日（土）11:00-13:00 梶中学校多目的室にて販売。
通学カバン・補助カバン	学校指定 3月4日（土）11:00-13:00 梶中学校多目的室にて販売。
上靴	学校指定（新入生 学年カラー：緑） 3月4日（土）11:00-13:00 梶中学校多目的室等で販売します。 ご入学後は日本ユニフォーム（株）ナカムラヤ・古本文具（金田小校区）で販売します。
体育館シューズ	特に指定はありませんが、体育館での体育の授業に適する運動靴とします。 （下靴と区別）
下靴（指定なし）	学校生活にふさわしい運動靴（紐靴、スニーカー）。
アルトリコーダー	入学後お知らせします。

（※持ち物には必ず記名してください。）

6. 学校指定業者

品名	内 容	金 額	販売日時	販売業者名
制 服	制服 (男子)	ブレザー ￥20,000 スラックス ￥10,300 ポロシャツ ￥3,400 合 計 ￥33,700	3月4日 (土) 11:00-13:00 梶中学校 多目的室等 (体育館1階)	制服の店つじもと (男子) 守口市本町2丁目1-20 (文禄堤) 10時から19時 定休日 日・祝日 6991-2935
	制服 (女子)	ブレザー ￥18,000 スカート ￥12,000 ポロシャツ ￥3,400 合 計 ￥33,400 (春用スラックス ￥12,000) (春用キュロット ￥14,500)	3月4日 (土) 11:00-13:00 梶中学校 多目的室等 (体育館1階)	タカセ (女子) 門真市末広町35-6-105 6908-3287 日本ユニフォーム (株)
	夏服 (男子)	スラックス ￥9,900 ポロシャツ (半袖) ￥3,400	ご入学後、学校 よりご案内し ます。	ナカムラヤ (夏服の取次店) 男女とも 大東市浜町2-1シャルム浜町 (JR住道駅徒歩4分) 072-871-4181
	夏服 (女子)	スカート ￥11,600 ポロシャツ (半袖) ￥3,120 (夏用スラックス ￥10,520) (夏用キュロット ￥12,720)		
体 育 用 品 等	ジャージ ハーフパンツ 半袖シャツ 上靴 水着 柔道着	男女とも ジャージ (上) ￥4,200 ジャージ (下) ￥4,100 ハーフパンツ ￥2,300 半袖シャツ ￥2,200 合 計 ￥12,800 上靴: ￥2,460 学年ごとにラインの色が違います。 令和5年度 1年生 緑色 2年生 青色 3年生 赤色 水着: 6月頃学校で販売します。 柔道着: レンタルの予定	3月4日 (土) 11:00-13:00 梶中学校 多目的室等 (体育館1階) 入学後の販売 は、日本ユニ フォーム (株) ナカムラヤ ・古本文具で 行 います。	日本ユニフォーム (株) ナカムラヤ 大東市浜町2-1シャルム浜町 (JR住道駅徒歩4分) 072-871-4181 (取次店) 古本文具店 守口市金田町2-14-6 6903-7335
カ バ ン	通学用カバン	￥6,000 (男女共通)	3月4日 (土) 11:00-13:00 梶中学校 多目的室等 (体育館1階)	タカオ商事 四条畷市南野3-4-7 072-876-1047 入学後は学校の事務室にお 問い合わせください。
名 札		￥75 (1枚)	学校より注文	(学校納入金より徴収)

※教科書・補助教材・制服ボタンなどは学校事務室を通じて購入できます。

校内生活規定

2022年度

梶中生は、学校生活を充実したよりよいものにし、中学生らしい健全な生活を送るため、以下の生活規定を定め、これを守るものとする。

1. 頭髪：中学校生活を送る上で支障なく、清潔な髪型にする。

〈共通〉

- *整髪のためのワックス、スプレー、ジェルなどの使用は目立たない程度とする。
- *脱色、染色、パーマ、付けまつ毛、カラーコンタクト、エクステはしない。
- *化粧、マニキュア等はない。
- *眉毛の剃り落としはしない。
- *装飾品は付けない。
- *剃り込み等の変型の髪型にしない。

2. 服装：制服として、本校指定のものを着用する。

〈制服〉

上着は本校指定のブレザー、白ポロシャツを着用する。

下着はポロシャツのそで口、えり口などから見えないようにする。(派手でないものにする)

式、学校行事などで指定する場合以外、服装のルール表に従う。

*厳寒期には上着の下にセーター・カーディガンを着用しても良い。

ただし、フード付きや派手なものは禁止。

(セーター・カーディガンの色は、黒、紺、白、グレー、ベージュ)

スカートの長さは『女子のスカートのルール』の図に従う。

【女子のズボン】本校指定の女子用ズボンを着用する。

〈名札〉

指定の名札を上着の左胸ポケットに付ける。

〈ベルト〉

黒、紺、茶系統のものとする。

〈靴下〉

装飾、蛍光色などの過度に派手なものは禁止。

*厳寒時、女子はストッキング、タイツ(黒、ベージュで無地で模様、網でない物)を着用してもよい。

〈靴〉

下靴は体育の授業にふさわしい運動靴とする。

上靴は本校指定の靴とする。(学年による指定色)

体育館シューズは運動に適した靴とする。

*上靴と下靴の区別を守り、靴のかかとは踏まない。

*〈その他〉厳寒時、マフラー、手袋、ネックウォーマー、防寒着を着用してもよいが、登下校時のみとする。

3. 所持品：学習の場にふさわしいものであること。

〈カバン〉

本校指定のカバン

〈所持品〉

授業に支障のあるもの、不必要な物、貴重品（現金・カード類）の持ち込みは禁止する。万一持ってきてしまった場合はすぐに担任に預ける。

4. その他

① 8：25までに登校し、8：30に教室で出席確認を受ける。

② 16：30までには下校する。クラブ活動や事情のある活動に参加する者については別途規定する。

（クラブ活動時間に準じる）

③ 昼食は給食または弁当（パンも可）とする。ゼリーは弁当箱に入る大きさまでのもの。

④ 飲み物：水筒・ペットボトルにはお茶、スポーツ飲料、水のみ。ただし、昼食時は、紙パック入りの飲料は可。

*ビン、缶入りは禁止とする。

⑤ 給食はランチルームで食べる。食堂からの持ち出しはできない。また、弁当やパンを持ち込むことはできない。

⑥ 登校後の外出は原則禁止とする。（事情のある場合は教師の許可を得て外出すること）

⑦ 登下校中の買い食いは禁止する。

⑧ 欠席・遅刻・早退は、必ず保護者から担任・学校に連絡してもらうこと。

⑨ マンガ、ゲーム機、携帯電話など学習に不必要なものは一切学校に持って来ない。

⑩ 制服、体操服等の貸し出しは、原則としてしない。

⑪ 自転車での登校は厳禁（学校が特別に許可したときは除く）

⑫ いずれの規定又は規定外についても常識的な注意・指導には従うものとする。また、特別の事情がある場合は相談をしてください。

梶中の1日 生徒用

生徒の活動

	生徒の動き	
	生徒登校 正門を通過する。	8:25までに日直は、職員室に鍵、学級のかご、 日誌等を取りに行く。
8:25 予鈴		
	教科書を机の中に入れ、カバンはロッカーに入れておく。 名札をつける	個人ロッカーに入れていい物(別紙参照)
8:30		
	チャイム着席 挨拶 出席確認を受ける 朝の連絡聞く	評議委員、号令係(担任が来たとき) ・起立、気をつけ、礼、おはようございます、着席 正しい姿勢で挨拶をする。 ・貴重品・不要品等持ってきてしまった時は先生に預ける
8:35		
	朝読開始 (3年はセミナー)	・自分の席で静かに本を読む。 前を向いて正しい姿勢で読む。 予鈴遅刻届を持っていても8:30に教室に間に合 なければ遅刻。 8:35に遅れた生徒は、職員室で遅刻届をもらってか ら教室に静かに入る。
8:45		
	清掃活動開始 班単位、全員で協力して行う。	班長は清掃場所に点検カード(学校で統一)を持って 行く。 担当教師から清掃態度のチェックを受ける。(美化担 当で確認) ・机上に椅子を裏返してのせて運ぶ。 ・8:55までしっかり清掃活動を行い、清掃場所を離 れない。 ※清掃用具を大切に扱う。
8:55		
	清掃活動終了	清掃用具を元の場所にしまう。 次の時間の用意をする。 教室移動を5分以内で行う。 特別教室の時は日直が施錠。
8:58		
	授業開始2分前の音楽	音楽が流れれば教室に速やかに入り、授業の準備 (教科書、ノートを机の上に置き、チャイムを待つ)
9:00		
	授業開始 チャイム着席 号令 集中してまじめに授業に取り	・遅れた場合は、授業遅刻届を職員室にもらいに行く ・評議委員、号令係 起立、気をつけ、礼、お願いします、着席 ・授業中無断で立ち歩かない。 ・手を挙げてから発表する。

	<p>組む</p> <p>保健室</p> <p>来客用スリッパ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中トイレに行かない。 ・特別教室の時は日直が施錠。 ・姿勢正しく授業を受ける。 ・休憩時間に保健室を利用する。 ・授業中緊急に保健室を利用する場合は、授業担当教師に「連絡票」を書いてもらってから来室すること。 ・体調が悪い時でも基本的に保健室で休養時間は1時限だけとする。 ・他の生徒に迷惑がかからないように利用する。 ・応急処置のみ行う。 ・飲み薬は渡さない。 ・保健室を利用して授業中に教室に戻るとき、保健の先生から「保健室からの連絡です」をもらう。 ・応急処置時以外、自分の使用物(絆創膏、湿布等)は各自が準備する。 ・来客用スリッパは生徒使用禁止
9:50		
	<p>授業終了</p> <p>休憩</p>	<p>終了の挨拶</p> <p>ありがとうございました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科委員は先生に連絡を聞き、日誌に記入。 ・休憩時間中にトイレをすませる。 ・体育の更衣は、指定された教室で行う。 ・日直は黒板をきれいにする。 ・教室移動はチャイムが鳴るまでにする。 ・学年のトイレを使用する。 ・他のクラスの教室に入らない。
9:58		
	授業開始2分前の音楽	音楽が流れれば教室に速やかに入り、授業の準備
10:00		
	授業開始	チャイム着席
12:50	4時間目終了	
12:50	<p>昼休み</p> <p>ボールの貸出</p> <p>図書室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のクラスからランチルームで食事を食べる。 ・弁当のゴミは各自持ち帰る。 ・校舎内であばれない ・グラウンドで遊ぼう ・他のクラスに入らない ・他の学年の階に行かない ・ボールは体育委員が貸し出す ・借りるときは名札を体育委員に渡しボールを借りる 貸出開始 13:10～(短縮時 12:50～) ・予鈴が鳴れば速やかにボールを返却する 利用開始 13:10～(短縮時 12:50～) ・静かに席に座って本を読む。 ・勝手に本を持ち出さない。

	ランチルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・予約しているかを確認してから給食をもらう。 ・食器の片付けは自分です。 ・弁当は持ちこまない。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・マナーを守って利用する。 ・自動販売機前か教室で飲む、それ以外の場所で飲んだり、飲みながら歩いたりしない。 ・自分のことは自分です、人に頼まない。
13:30		
	予鈴(昼休み終了)	5分で次の授業ができるように準備、移動。
13:35		
	授業開始	
15:25		
	授業終了	
15:28		教科委員が明日の連絡を連絡黒板に書く
	終礼開始前の音楽	音楽が流れれば教室に速やかに入り、終礼準備
15:30		
	終礼開始	<ul style="list-style-type: none"> ・今日の反省、連絡帳を記入 など、学年の進め方に従って、静かに落ち着いた雰囲気を進める。
15:40		
	終礼終了 号令	<ul style="list-style-type: none"> 起立、気をつけ、礼、さようなら ・教室、廊下にたまらず、すぐ下校、クラブに行く。 ・日直は机をきれいに並べる、大きなゴミを掃除する、カーテンを開ける。施錠、鍵、クラスのカゴを職員室に返す。
	下校または部活	<ul style="list-style-type: none"> ・部活がない生徒は速やかに下校する ・クラブが終わったら、立ち話をしたり、他のクラブの生徒を待ったりすることなく、すぐに下校する。

クラブ活動時間

4月～8月	練習終了	18:00	下校時間	18:15
9月・3月	練習終了	17:45	下校時間	18:00
10月・2月	練習終了	17:30	下校時刻	17:45
11月・1月	練習終了	17:15	下校時間	17:30
12月	練習終了	17:00	下校時間	17:15

*試合前1週間は30分延長できる。(代表権のある練習については、代表権獲得の翌日より当該試合前日まで、必要に応じて延長練習ができる。)

4月～8月	下校時間	18:30
9月・3月	下校時間	18:15
10月・2月	下校時刻	18:00
11月・1月	下校時間	17:45
12月	下校時間	17:30

生徒指導罰則規定

2022年度

○ピアス等のアクセサリー、学習に必要なもの

- ・取り上げ、指導後、保護者連絡。1か月後返却。

○自転車登校

- ・引き上げ、指導後、保護者連絡。1か月後返却。

○携帯

- ・取り上げ、指導後、保護者連絡。保護者、引き取り。

○頭髪違反（エクステも）

- ・指導、保護者連絡。対応。
(極端な場合は、直させる。)

○化粧、マニキュア

- ・落として教室に入る。

○予鈴遅刻

- ・校門で予鈴遅刻届を記入。(懇談時に保護者に連絡。)

○服装違反

- ・取り上げ、下校時に返す。
- ・何度もくり返す場合は学校預かり。

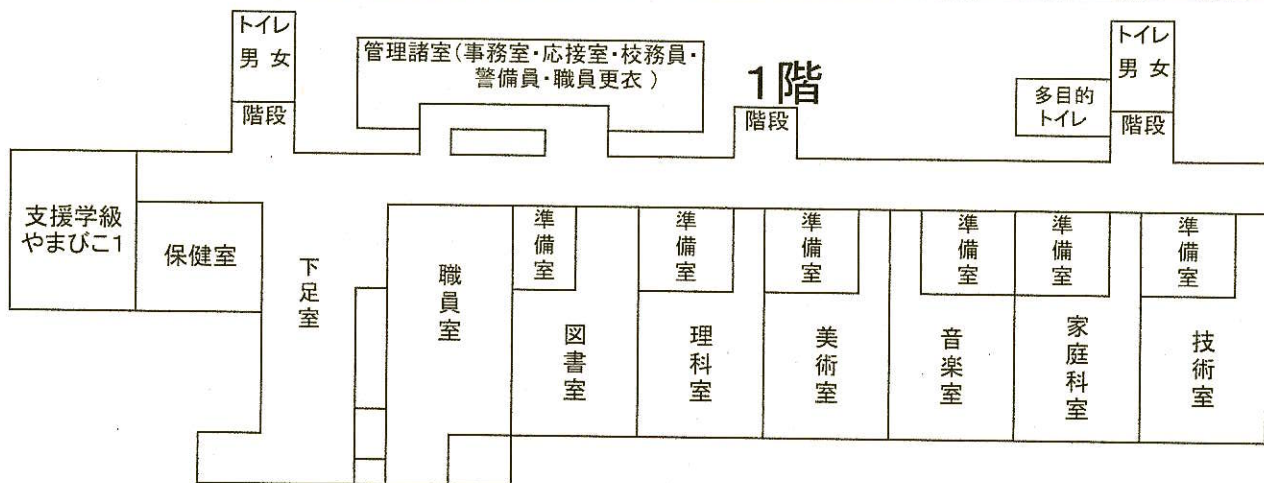
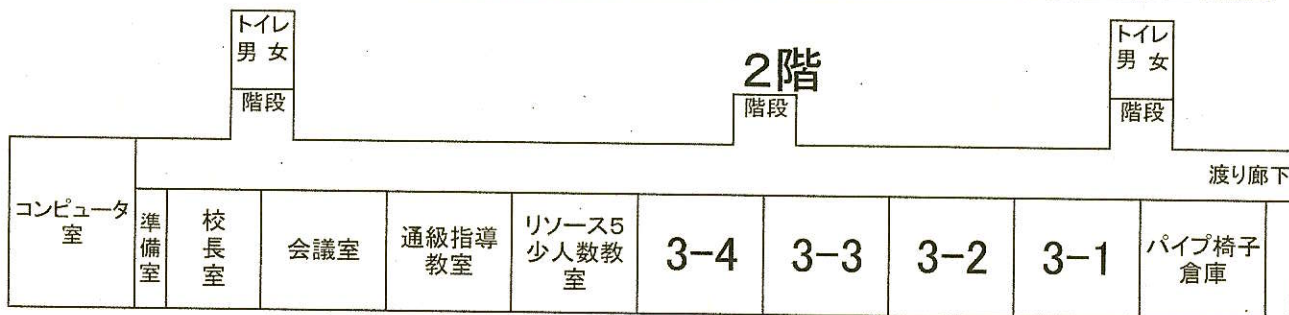
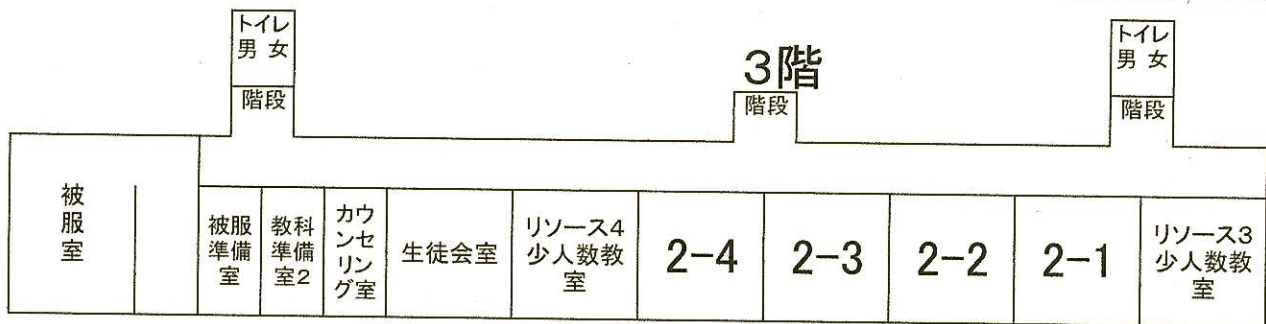
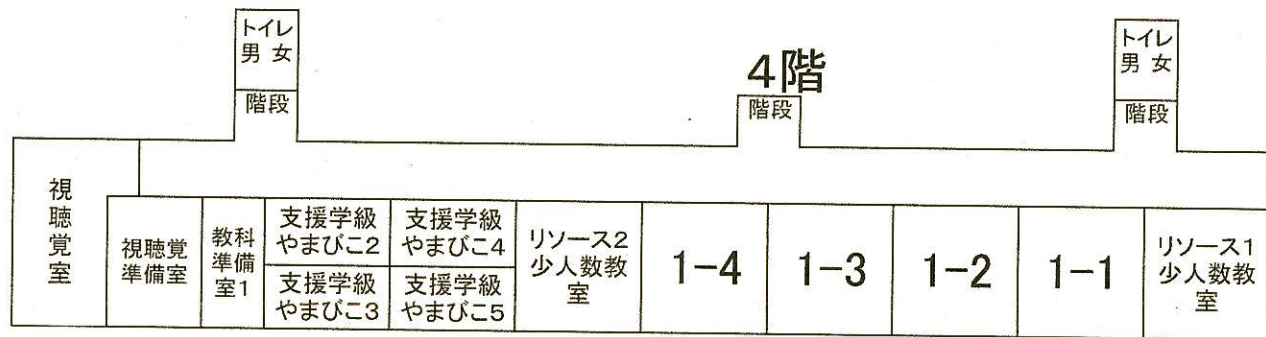
○制服を忘れた者

- ・家に取りに帰る。

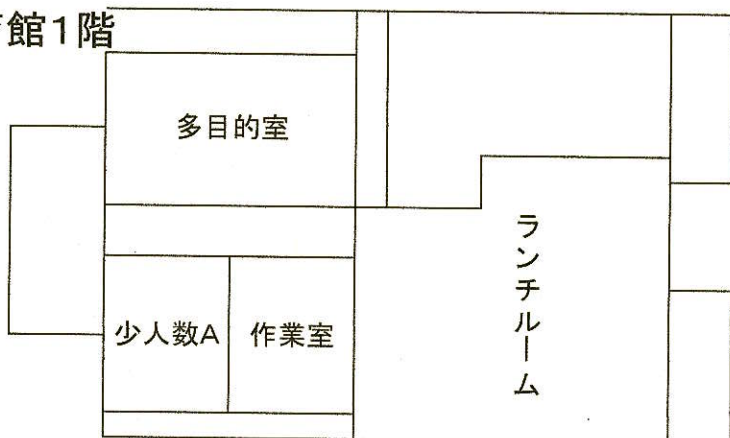
○スリッパ等で登校

- 運動靴に履き替えに帰る。

令和4年度 梶中学校 教室配置図



体育館1階



災害が起こった場合の保護者への引き渡しについて

判断基準	震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させ保護する。
	震度 4 以下	原則として下校させる。保護者の帰宅が困難な場合、事前に保護者からの届けがある生徒については待機させ、保護者の引き取りを待つ。
引き渡しの手順	① 引き渡しカードの内容を確認する。 ② 引き渡し ③ 連絡先の確認 ④ 名簿にチェックをする。	

*年度当初に引き渡しカードをお渡しします。

必要事項を記入していただき、ご提出ください。

*このカードは3年間使用します。

*年度途中で変更が生じた場合は、担任までお申し出ください。

緊急時引き渡しカード					
1年 組 番	(ふりがな)				
2年 組 番	生徒名				
3年 組 番					
引き取り者氏名		連絡先		生徒との関係	確認
1		電話： ()	携帯： ()		
		住所：			
2		電話： ()	携帯： ()		
		住所：			
3		電話： ()	携帯： ()		
		住所：			
震度 4 以下でも、交通機関に影響が出た場合は生徒を学校に待機させますか。					
待機を希望する場合は、右の欄に○をしてください。					

納入金について

学校での教育活動に必要な経費のうち、教材費等生徒に直接還元されるものにつきましては、保護者の皆様にご負担をお願いしています。学校といたしましては、保護者の皆様に負担して頂く経費が軽減されるよう努力をしているところであります。ご負担をお願いします経費につきましては、年度当初に年間の執行予定を予算化し、「予算書」を、また、年度末には「決算書」を保護者の皆様にお知らせいたします。

・ 集金費目

副読本（問題集・資料集・学習ノート等）・実習費（技術家庭科・美術等の材料等）・校外学習（交通費・入場料等）宿泊行事費・卒業関係諸費（卒業アルバム・文集等）・日本スポーツ振興センター掛け金・生徒会費・PTA会費等になります。

・ 集金方法及び手続き

ゆうちょ銀行による口座振替(生徒が現金を所持することによる事故防止のため)となります。

ゆうちょ銀行での「自動払込」の手続きが必要となります。本日、手続きに必要な用紙(自動払込利用申込書)と記入例用紙をお渡ししておりますので、2月16日(木)までにゆうちょ銀行で手続きをしてください。(全国どこのゆうちょ銀行でも手続きできます。)その際、通帳、印鑑、身分証明書等をご持参ください。(ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は、口座の開設もあわせてして頂きますようお願い致します。)

・ 集金額

年度当初に計画・立案した予算額を月割にした金額

〈参考：2022年度〉

1年 年額 45,000 円 (5,000 円×9ヶ月)

2年 年額 57,000 円 (7,000 円×3ヶ月+6,000 円×6ヶ月)

3年 年額 30,000 円 (6,000 円×5ヶ月)

・ 口座振替日

5月は15日、6～2月は5日(8月を除く)

*但し振替日が金融機関の休業日の時は翌営業日になります。

*振替日の前日までに口座への入金をお願いします。

2023年度予定

5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
15日	5日	5日	5日	5日	6日	5日	5日	5日

*振替日に振替ができなかった場合、翌月以降の振替日に、その分もあわせて振替をさせていただいております。2ヶ月以上振替ができなかった場合や、7月・12月・2月に振替ができなかった場合は教材費等の支払いのため現金を学校へ納入していただいております。

・ 返金について

やむを得ず行事に参加できなかった場合は返金をいたします。(毎月の徴収金額より差し引きさせていただく場合もあります。)ただし、キャンセル料などが生じた場合は、その分は差し引きさせていただきます。

・ 紛失教材等の購入について

教科書や教材を紛失された場合、事務室で注文することができます。代金を添えて申し込んでください。また、名札(75円)や制服のボタン(120円)も事務室で購入できます。

令和5年1月30日

保護者様

守口市立梶中学校

校長 林 安喜夫

学校納入金の預金口座開設について

本校では、学校に必要な諸経費を、ゆうちょ銀行での口座振替にて集金いたしております。
つきましては、下記のとおり、2月16日(木)までに手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

1. 預金口座の開設（口座をお持ちでないご家庭）

ゆうちょ銀行に預金口座をお持ちでない方は、印鑑・身分証明書を持参し、最寄りのゆうちょ銀行にて口座を開設してください。すでに、口座をお持ちの方は、その口座をお使いいただき結構です。

2. 自動払込利用申込書の提出（全員提出）

自動払込利用申込書に必要事項記入・押印の上、印鑑・通帳・身分証明書を持参し、ゆうちょ銀行で手続きをして下さい。この手続きには、口座が必要です。口座（通帳）を開設してから手続きをしてください。

3. 注意事項

自動払込利用申込書は、生徒1人につき一枚必要です。

（ごきょうだいがおられる場合は、それぞれのお子様のものが必要です。）

ご不明な点がございましたら、事務室までご連絡ください。（梶中学校 06-6902-0813）

⑤-1【自動払込利用申込書 ゆうちょ銀行用 記入例】

ゆうちょ銀行 「自動払込利用申込書」の記入について

自動払込利用申込書 **自払申込**

※本枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※組合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
 なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。

郵便番号 (570 - 0001)

おとところ 守口市〇〇町 〇-〇〇

おなまえ フリガナ モリグチ イチロウ
 守口 一郎

日中ご連絡先 携帯 会社 **自宅** △△△-△△△△-△△△△

電話番号

記号番号 1 △ △ △ 0 △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

加入者名 守口市立〇〇〇学校

口座番号 〇〇〇〇〇 - 〇 - 〇〇〇〇〇

<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34
<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35
<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 再英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 諸費 30
<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	

払込開始月 年 月から 払込日 毎月 日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月の指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
 ▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おとところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

郵便番号 ()

おとところ

おなまえ フリガナ モリグチ ハナコ
 1年 守口 花子

日中ご連絡先 携帯 会社 自宅

電話番号

郵便番号
住所
氏名
電話番号をご記入ください。

貯金通帳のお届け印を、一枚目と二枚目に押してください。

貯金通帳の記号番号を確認の上、お間違いなくご記入ください。
 なお、通帳番号は右づめで記入してください。

児童生徒の学年・氏名をご記入ください。



手続きはゆうちょ銀行で行ってください。
 (全国どこのゆうちょ銀行でも手続きできます)
 手続きの際は、通帳・印鑑・本人確認書をご持参ください。

就学援助制度について

守口市教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助しています。希望される方は、「就学援助受給申請書」により申請してください。なお、前年度受給された方でも、今年度も希望される場合は、新たに申請書が必要です。

申請書につきましては、4月に、生徒を通じて全家庭に配布いたします。兄弟がおられても、申請書は1部提出して頂いたら結構です。小学校に弟妹がおられる場合も、小学校・中学校のどちらかの学校へ提出して頂ければ結構です。

学校への申請書の提出が5月末日までの場合は4月から、6月以降2月末日までの場合は受付月からの認定となります。また受付は2月末日までです。

詳しくは4月に配布します、守口市教育委員会からのお知らせをご覧ください。

(日程については予定です。変更される場合もあります。)

〈参考〉

令和4年(2022年度)度就学援助費認定基準		
世帯人数	給与所得者 (給与収入総額)	給与所得者以外の所得者 (所得総額)
2人	2,917,296円	1,857,600円
3人	3,849,494円	2,520,000円
4人	4,470,512円	3,038,400円
5人	4,881,574円	3,352,000円
6人	5,189,532円	3,595,200円
7人	5,476,685円	3,828,800円
8人	5,872,039円	4,139,200円
9人以上	以降1人増す毎に307,375円加算	以降1人増す毎に243,200円加算

問い合わせ先

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市教育委員会事務局 教育部 学校教育課 (守口市役所北側6階)

TEL 06-6995-3155

令和5年1月30日

新1年生保護者の皆様へ

守口市立梶中学校

校長 林 安喜夫

教育相談のご案内

早春の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動に格別のご配慮を承り、厚く御礼申し上げます。

さて、小学校卒業を間近にひかえ、お子様の成長に喜びを感じておられるとともに、中学校進学への不安も少なからずおありだと思えます。学校では、子どもたちの学習状況や学校生活がより豊かなものとなるよう、指導方法や配慮を個に応じて行いたいと考えています。

つきましては、保護者の方とともに力を合わせて子どもたちに向き合うことができるよう、教育相談を実施しています。相談のご希望がございましたら、ご遠慮なくお申し込み下さいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1、教育相談の内容：

健康面での配慮・学習のつまずき・行動へのこだわりやコミュニケーションの不安・
子育てへの不安 など
どんなことでも結構です。

2、相談を受ける者：

支援教育コーディネーター・養護教諭・管理職・スクールカウンセラー など
相談の内容に合わせて対応いたします。

3、日時：随時

個別に日程調整させていただきます。

4、場所：本校 応接室・カウンセリングルーム等

5、相談窓口：支援教育コーディネーター または 教頭 (06-6902-0813)

令和5年1月30日

新1年生保護者の皆様へ

守口市立梶中学校

校長 林 安喜夫

入学式のご案内

早春の候 保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。お子様が小学校6年間の課程を修了され、いよいよ中学校へ入学される時期を迎えられまして、誠におめでとうございます。

さて、令和5年度第54回入学式を下記の通り挙行いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

記

1、日時：令和5年4月6日（木）午前10時 開式

2、場所：守口市立梶中学校 体育館

新入生は、9時10分までに登校してください。保護者の皆様は、9時40分より体育館にご入場していただきます。9時55分頃までにはご着席下さい。

クラス発表：9時10分（グラウンド内防球ネットにて掲示）

雨天時：玄関横のロビー入り口付近にて掲示

新入生集合：9時40分（グラウンド 雨天時は別途ご案内いたします。）

持ち物：通学用リュック又はカバン、上靴、筆記用具（ネームペンを含む）

*入学式は約1時間です。その後、新入生は教室で学級活動があります。

その間、式場にて新入生保護者集会があります。

*教室での学級活動を参観する時間もありますので、保護者の方々も上靴をご持参ください。

守口市立梶中学校PTA規約

第1章 総則

- 第1条 本会は守口市立梶中学校PTAと云い事務所を守口市立梶中学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の協力により学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして、生徒の福祉を増進し、家庭並びに社会生活の水準を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の基本方針に則り会務を遂行する。
1. 本校教育の基本方針に則り、生徒及び地域の生活文化の向上を本旨とする民主的団体として活動すること。
 2. 生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関に加盟し又は協力すること。
 3. 本会はみだりに学校の管理運営や教員の人事には干渉してはならない。
 4. 公立学校に対する市費の適正な支出を確保するために協力すること。

第2章 会員

- 第4条 1. 本会の会員は本校に在籍する生徒の両親又はこれに代る者（以下「保護者」という）及び本校に勤務する教職員とする。
2. 本会は、保護者と教職員が自主的に組織して運営する任意団体で、加入は任意である。退会は退会届を受理し、年度末に会費の精算をする。
- 第5条 1. すべて会員は本会の役員及び委員になること。総会に出席して議案を審議し賛否を表明し動議を提出すること及び会計を閲覧することができる。ただし校長は役員になれないが職員上各種会合（会計監査委員会を除く）に出席にて意見を述べることができる。
2. 会員はすべて所定の会費を納めねばならない。

第3章 役員

第6条 本会の役員は次のとおりである。

会長	1名	保護者
副会長	2名	〃
書記	1～2名	〃 又は教職員
会計	2名	〃 〃
総務	2名	〃
会計監査	2名	〃

第7条 生徒を愛し民主々義と教育に理解を有する会員で（公選による公職者を除く）別に定める役員選出細則に従って役員に選出されることができる。

第8条 役員任期は1ヶ年とする。但し引き継ぎ重任することを妨げない。

第9条 役員任期は次の通りである。

1. 会長は本会の代表者であつて総会及び実行委員会を招集し役員候補者指名委員会及び会計監査委員会を除くすべての委員会の委員長、副委員長及び委員を委嘱し、かつ総会の議決事項を忠実に執行する責を有する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。
3. 書記は総会、委員総会並びに実行委員会の議事を記録保管し、又各種会合の開催を通知する。ただし書記には会長の推薦によって書記補をおくことができる。
4. 会計は本会の一切の会計事務を処理し、会計監査委員の監査を経て決算を総会に報告する責を有する。又会計簿はいつでも会員の閲覧に供することが出来るように準備しておかねばならない。ただし会計をたすけるため必要のある場合、会長の推薦によって会計補をおくことができる。
5. 実行委員会前に役員会を開き各実行委員会の任務について整理する。なお、各役員は連帯してその任にあたる。
6. 緊急を要するため実行委員会の開催が無理な場合は、役員会で処理し実行委員会に報告し承認を得る。

第4章 会計監査委員

第10条 本会の会計を監査するために2名の監査委員をおく。

第11条 会計監査委員は別に定める役員選挙細則に従って選出する。

第12条 会計監査委員の任務は次のとおりである。

1. 会計監査委員は当年度における一切の会計出納に関し年2回期日を定めて監査し、その結果を総会に報告するとともに3月総会には、その報告書を提出しなければならない。ただし総会が監査を要求したときは要求にかかる事項について臨時監査を行わねばならない。
2. 会計監査委員は実行委員会に出席することができる。

第13条 会計監査委員の任期は1ヶ年とする。ただし引き継ぎ重任することを妨げない。

第5章 会議

第1節 総会

第14条 総会は本会の最高議決機関である。

第15条 1. 総会は会員の3分の1以上の出席者がなければ成立しない。ただしやむをえない事情により出席できない会員は委任状を会長に提出して、これに代えることができる。
2. 議事は出席会員（委任状は含まない）の2分の1以上の賛成がなければ議決することができない。

第16条 総会は年2回開かねばならない。

ただし会長が必要と認めたとき又は会員の10分の1以上の要求があったときにはその都度開かねばならない。

第17条 総会を開くには遅くとも3日以前にその日時、場所及び議題を予め全会員に通知しなければならない。

第18条 総会の議長はその都度構成会員中から選出する。

第19条 次の事項は総会において審議し、又は承認を得なければならない。

1. 新役員及び会計監査委員の選出
2. 規約又は役員選挙細則の改正
3. 予算及び事業計画
4. 会務及び決算報告
5. 他の団体への加入又は脱退
6. その他の重要な事項

第2節 委員総会

第20条 委員総会は役員及び全常任委員で構成し総会に次ぐ会の議決機関である。この会で決議した事項は次の総会に報告しなければならない。

第21条 委員総会は必要に応じて随時会長が召集する。

第22条 委員総会の定足数と議決は総会の規定をそのまま適用する。

第6章 委員会

第23条 委員会は実行委員会・常任委員会及び特別委員会とする。

第1節 実行委員会

第24条 実行委員会は役員各常任委員長・副委員長・各地区長及び学校と教職員代表1～2名を以って構成する。

第25条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 各常任委員会によって立案された行事計画を審議検討する。
2. 総会及び委員総会に提出する報告書並びに議事日程を作成する。
3. 必要ある場合には特別委員会を設ける。
4. 年度予算案を作成審議する。
5. 総会の決議によって委任された事項を処理する。並びに緊急を要する場合は総会の決議に基づかないで事項を処理することができる。但し、この場合においては次の総会で報告し承認を得なければならない。
6. 会員の資質向上に計ることを目的とする研究会・講習会・討論会又は講演会等を開催することができる。

第26条 1. 実行委員会は原則として毎月1回開く。

2. 実行委員会は構成委員の3分の1以上出席しなければ成立しない。

3. 実行委員会の議長には総務委員長が当る。
4. 会長又は委員の半数以上が必要と認めたととき臨時に開くことができる。

第2節 常任委員会

第27条 常任委員会は次の4委員会をおく。総務委員会・各学年委員会・地区委員会・保健厚生委員会

第28条 前条の各委員会は委員長・副委員長及び委員若干名で構成する。

- 第29条
1. 各常任委員長・副委員長は会長がこれを委嘱し総会において報告する。又常任委員は各常任委員長が推薦し、会長がこれを委嘱する。
 2. 前項の委員長・副委員長及び委員は特別委員会の委員を除いて他の委員会の役職を兼務することはできない。
 3. 常任委員長・副委員長及び委員の任期は1ヶ年とする。ただし再任することを妨げない。

第30条 1. 常任委員会は必要に応じて随時委員長が招集する。

2. 常任委員長は、その会議の都度、経過を会長に報告しなければならない。

第31条 常任委員会の活動は次のとおりである。

総務委員会

総務委員会は各常任委員会の行事の企画調整を計り、併せて本会の広報活動並びに会員のレクリエーションに関する行事を統轄する。総務委員長は校外補導委員長を兼ねる。

学年委員会

学年委員会は、その属する学年の会員の意見をまとめて上級機関に報告し、又学級担任に協力して担任教員と保護者との連携を強化する。

地区委員会

地区委員会は、その属する各地区の委員が相協力して生徒の校外生活を救護善導に努める外、会員の消息について連絡する。

保健厚生委員会

保健厚生委員会は生徒の厚生福祉を図り、生徒の体育、保健、衛生又は安全に関する事項について協力する。

全常任委員会（夜間パトロールについて）

全常任委員会委員において夜間パトロールを行う。

- 第32条
1. 特別委員会は特定の目的を遂行する必要があるとき、実行委員会の承認を得て設置する。
 2. 特別委員会は所定の任務を完了したとき自動的に解散する。

第7章 役員候補者指名委員会

第33条 役員候補者指名委員会は次年度の役員及び会計監査委員候補者を選出する。

第8章 会計

第34条 本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金で支弁する。

第35条 本会の会費は生徒1人につき月額250円とする。

第36条 本会の資産は第1章第2条の目的以外には支出又は使用してはならない。

第37条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 改正

第38条 この規約は総会において出席会員（委任状は含まない）の3分の2以上の賛成を得なければ改正する事ができない。

第10章 補則

第39条 本会に総会の決議を経て顧問及び相談役をおくことができる。

第40条 この規約は昭和45年4月1日より施行する。

第11章 個人情報取り扱い規則

第41条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第42条 この規則は平成30年4月27日から施行する。

付則

1. この規約は昭和61年4月25日より一部改正する。
1. この規約は平成2年4月25日より一部改正する。
1. この規約は平成9年3月5日より一部改正する。
1. この規約は平成11年3月20日より一部改正する。
1. この規約は平成11年4月17日より一部改正する。
1. この規約は平成18年4月1日より一部改正する。
1. この規約は平成27年4月1日より一部改正する。
1. この規約は平成28年4月1日より一部改正する。
1. この規約は平成29年4月1日より一部改正する。
1. この規約は平成30年4月27日より一部改正する。
1. この規約は平成31年4月1日より一部改正する。

役員選挙細則

- 第1条 この細則は守口市立梶中学校PTA規約第7条、第11条及び第33条に基づいて定める。
- 第2条 1. 指名委員会は、次の代表者で構成し、委員の互選によって委員長を選出する。
①会員の中から選出された代表者
②教職員の中から選出された1名の代表者
2. 代表者の選出は、実行委員会の推薦により選出する。
- 第3条 1. 指名委員会は、役員及び会計監査委員候補者（以下「役員候補者」という）の定数を指名し、3月総会の7日前までに全会員に報告しなければならない。
2. 指名委員会は、前項の役員候補者を指名するときは被指名者の同意を得なければならない。
- 第4条 選出された役員及び会計監査委員は、4月1日に就任する。
- 第5条 指名委員会は3月総会で役員及び会計監査委員選出後解散する。
- 第6条 1. 会長に欠員ができたときは、副会長が昇格し、任期は残任期間とする。
2. 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員ができたときは、委員総会でこれを補充し、任期は残任期間とする。
- 第7条 この細則は総会において出席会員（委任状は含まない）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。
- 第8条 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

付則

1. この細則は昭和61年4月25日より一部改正する。
1. この規約は平成18年4月1日より一部改正する。
1. この規約は平成29年4月1日より一部改正する。